

No.	⑩	分類	2-(1)-イ	資料名	あなたは どう思う？	学年	4年	領域	特別活動（学級活動）
-----	---	----	---------	-----	------------	----	----	----	------------

1 ねらい

- 日常生活の中で、当たり前だと感じていることの中にも、性別についての先入観や必要のない区別があることに気づき、それらを正しく判断しようとする。

2 趣旨

- 「違い」を通して考えさせ、社会や自分の中にある男女に対する固定観念に気づかせる。
- 男性にとっても女性にとっても生きやすい社会をつくるなど、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざす考え方にふれさせる。
- テーマに沿った話し合いを通して、各事例を客観的・多面的に分析し、今後の自らの生き方や考え方に反映させる。

3 配慮事項

- 家庭の様子が述べられた際、その家庭に対し否定的な決めつけがされないように配慮する。
- 事例②～④は分割することで、社会科の仕事の学習や朝の会等を活用して、短い時間での実施も可能である。

4 展開例

学 習 内 容	指 導 上 の 留 意 点
<p>1 男女の「違い」を考える。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">男の子と女の子には、どんな「ちがひ」がありますか。</p> <p>・服そう ・かみの毛 ・遊び ・習い事 等</p>	<p>・学級や友だちの様子を想起させ、男の子と女の子の違いについて発表させる。</p>
<p>2 事例①について話し合う。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">「女の子はスカートをはき、男の子はズボンをはく。」についてどう思いますか。</p> <p>・考えたことがない。 ・決めつけられるのはいやだ。 ・ズボンをはく女の子も多い。 ・当たり前だ。</p>	
<p>3 事例①の話し合いで気づいたことを発表する。</p> <p>・自分の考えで選ぶことが大切である。 ・女の子、男の子ということを決めつけはよくない。</p>	<p>・服の色や髪型などに着目させ、男女の違いに関する自分の考えをもたせる。 ・ズボンをはく女性の気持ちを紹介し、機能性や個性が尊重されていることに気づかせる。</p> <p>・服装や髪型などは男女を問わず様々であることから、当たり前だと思っていることにも性別による固定的な役割分担や先入観があることに気づかせる。</p>
<p>4 日常生活の中で、「なぜかな？」と思う男女に関することについて考える。</p>	<p>・ふだん何気なく見過ごしている性別に関する疑問を振り返らせ、性別による固定的な役割分担や先入観があることに気づかせ、それぞれの人権を尊重しようとする意欲をもたせる。</p> <p>・社会的に形成された性差の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものがあるので、家庭や地域の合意を得ながら進める必要がある。</p>

5 参考

○ 各事例のねらい等

事例① 「女の子はスカートをはき、男の子はズボンをはく。」

服装や髪形などは男女問わず、機能性や個性を尊重し、自分で選択することが大切であることに気づく。

事例② 「女の子のトイレはこ室になっている。男の子のトイレはこ室になっていない。」

これまでは当たり前だったことに疑問をいだき、排泄中の姿を見られたくないという感覚がある男の子がいることに気づく。

事例③ 「電車の運転士や保育士の仕事をしている男の人、女の人。」

自分の将来の夢を描くときに、固定的な性別役割分担にとらわれずに、一人一人の個性と能力を十分に発揮できるように、進路や職業の選択について考えていこうとする。

＜芦屋市内で初めての男性保育士藤原寛さんへのインタビュー＞

職場では、男女の違いを必要以上に意識することはほとんどなく、すぐに打ち解けていった。子どもの頃に男性の幼稚園の先生と出会い、その時から自分も小さい子を育てる先生になると決めていた。その夢がかなってうれしい。今は子どもたちにとってよい保育士になりたいという目標に向かって頑張っている。ぜひ、男性もあきらめず保育士をめざしてほしい。そして、男性も子育てにかかわってほしい。

事例④ 「仕事を休んで子どもの世話をするお父さん、お母さん。」

男性も女性とともに、育児に責任をもって関わることを進めている社会の変化に気づく。

＜兵庫県県民情報センター 西岡容広さんの育児休業取得記から（抜粋）＞

私は、平成23年4月1日から翌年4月末まで、1年1カ月育児休業を取得しました。取得にあたって相談したのは、同僚で取得した男性、育児の先輩でもあるママさん保健師さん、職場の上司の3人です。男性が取得するにはまだまだ勇気がいりますが、一人で悩まず相談することで第一歩を踏み出すことにつながります。（中略）世のお母さん方の子育ての苦勞を知ることでもでき、行政マンとしても貴重な経験となりました。

「ひょうご男女共同参画ニュース」（平成24年9月号 兵庫県立男女共同参画センター）

○ 育児休業取得率の現状

平成19（2007）年の厚生労働省の調査によると、女性の育児休業取得率は89.7%に達する一方、約7割が第一子出産を機に離職している。また、男性の約3割が育児休業を取りたいと考えているが、実際の取得率は1.56%である。平成22（2010）年6月、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる雇用環境を整備するための「改定育児・介護休業法」がスタートし、平成23年度の男性の取得率は、2.63%と過去最高となった。男性も子育てができる働き方の実現を応援する様々な取組が行われている。

「育児・介護休業法について」（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

○ 参考資料

・ 「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて」（兵庫県教育委員会）

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~jinken-bo/danjo/index.html>